

制定	平成14年	1月23日	中国運輸局公示第184号
改正	平成16年	12月20日	中国運輸局公示第95号
改正	平成17年	4月28日	中国運輸局公示第11号
改正	平成17年	6月1日	中国運輸局公示第21号
改正	平成17年	12月19日	中国運輸局公示第89号
改正	平成18年	3月24日	中国運輸局公示第131号
改正	平成19年	8月10日	中国運輸局公示第65号
改正	平成20年	10月8日	中国運輸局公示第96号
改正	平成21年	11月6日	中国運輸局公示第111号
改正	平成23年	12月12日	中国運輸局公示第63号
改正	平成26年	1月24日	中国運輸局公示第82号
改正	平成27年	2月17日	中国運輸局公示第64号
改正	平成28年	12月20日	中国運輸局公示第63号
改正	令和元年	7月31日	中国運輸局公示第21号
改正	令和4年	3月31日	中国運輸局公示第101号
改正	令和5年	8月2日	中国運輸局公示第34号
改正	令和6年	1月25日	中国運輸局公示第99号
改正	令和6年	5月1日	中国運輸局公示第8号

公 示

個人タクシー事業の許可並びに事業計画変更、譲渡譲受 及び相続認可申請に関する審査基準

個人タクシー事業（道路運送法第4条に基づく許可を受けた個人のみが自動車を運転することにより事業を行うべき旨の条件の付された一般乗用旅客自動車運送事業。以下「個人タクシー」という。）の許可申請並びに譲渡譲受及び相続認可申請の資格要件及び事業計画変更認可申請について、事案の迅速かつ適切な処理を図るため、下記のとおり審査基準を定めたので公示する。

平成14年1月23日

中国運輸局長 中村達朗

記

第1. 人口が概ね30万人以上の都市を含む営業区域等における許可

1 営業区域

道路運送法施行規則第5条に基づき中国運輸局長が定める営業区域は次のとおりとする。

- (1) 広島交通圏（広島市（平成17年4月25日編入の旧佐伯郡湯来町の区域を除く。）並びに廿日市市（平成15年3月1日編入の旧佐伯郡佐伯町、吉和村及び平成17年11月3日編入の旧佐伯郡大野町、宮島町の区域を除く。）、安芸郡府中町、海田町、熊野町及び坂町の区域）
- (2) 呉市A（呉市（平成17年3月20日編入の旧豊田郡豊浜町及び旧豊町の区域を除く。））
- (3) 福山交通圏（福山市、尾道市（昭和32年1月1日編入の旧沼隈郡浦崎村の区域に限る。））
- (4) 岡山市（平成19年1月22日編入の旧御津郡建部町及び旧赤磐郡瀬戸町の区域を除く。）
- (5) 倉敷交通圏（倉敷市、都窪郡早島町の区域）
- (6) 岩国交通圏（岩国市、玖珂郡和木町の区域）
- (7) 周南市
- (8) 宇部市
- (9) 下関市

2 年齢

申請日現在の年齢が65歳未満であること。

3 運転経歴等

運転経歴及び資格等については、有効な第二種運転免許（普通免許、中型免許又は大型免許に限る。）を有しているほか、次の基準に適合するものであること。

なお、運転経歴の期間算定にあたっては、申請日以前25年以内におけるものを通算して求めるものとする。

また、運転経歴とは、国内において他人に自動車の運転専従者として雇用されていた期間及び個人タクシー事業者であった期間（個人タクシー事業者の代務運転者であった期間を含む。）をいい、自動車については、道路運送車両法施行規則別表第一に規定する普通自動車（四輪以上の自動車に限る。）、小型自動車（四輪以上の自動車に限る。）及び軽自動車（内燃機関を有しない自動車、又は身体障害者輸送車に限る。）とする。

(1) 申請日現在で40歳以上65歳未満の者

申請日現在において、次に掲げる基準の全てに該当するものであること。

① 運転経歴が10年以上あること。

なお、一般旅客自動車運送事業以外の運転経歴は、その期間を2分の1に換算するものとする。

② 申請する営業区域において、申請日以前3年以内に2年以上タクシー又はハイヤーの運転経歴があること。（当初、タクシー又はハイヤー運転者として雇用され、引き続き運行管理者又は整備管理者として勤務した期間を含む。）

(2) 申請日現在で35歳以上40歳未満の者

申請日現在で申請する営業区域において、次に掲げる基準の全てに該当するものであること。ただし、申請日以前10年間無事故無違反である者については、上記(1)の40歳以

上65歳未満の者の運転経歴によることができるものとする。

- ① 運転経歴が10年以上（算定方法は上記(1)①による。）あること。
- ② タクシー又はハイヤーの運転経歴が5年以上あること。
- ③ タクシー又はハイヤーの運転経歴が申請日以前継続して3年以上あること。（当初、タクシー又はハイヤー運転者として雇用され、引き続き運行管理者又は整備管理者として勤務した期間を含む。）

(3) 申請日現在で35歳未満の者

申請日現在で申請する営業区域において、次に掲げる全てに該当するものであること。

- ① 申請日以前継続して10年以上同一の事業者においてタクシー又はハイヤーの運転経歴があること。
- ② 申請日以前10年間無事故無違反であること。

4 法令遵守状況

(1) 申請日以前5年間及び申請日以降に、次に掲げる処分を受けていないこと。

また、過去にこれらの処分を受けたことがある場合には、申請日の5年前においてその処分期間が終了していること。

- ① 道路運送法、貨物自動車運送事業法又は特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（以下「タクシー適正化・活性化特措法」という。）の違反による輸送施設の使用停止以上の処分又は使用制限（禁止）の処分
- ② 道路交通法の違反による運転免許の取消し処分
- ③ タクシー業務適正化特別措置法に基づく登録の取消し処分及びこれに伴う登録の禁止処分
- ④ 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の違反による営業の停止命令又は営業の廃止命令の処分
- ⑤ 刑法、暴力行為等処罰に関する法律、麻薬及び向精神薬取締法、覚せい剤取締法、売春防止法、銃砲刀剣類所持等取締法、その他これらに準ずる法令の違反による処分
- ⑥ 申請者の行為により、その雇用主が受けた道路運送法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法又はタクシー適正化・活性化特措法に基づく輸送施設の使用停止以上の処分
- ⑦ 申請者が、一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業の許可の取消しを受けた事業者において、当該取消処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に運行管理者であった者として受けた法第23条の3の規定による運行管理者資格者証の返納命令の処分

(2) 申請日以前3年間及び申請日以降に、道路交通法の違反（同法の違反であって、その原因となる行為をいう。）がなく、運転免許の効力の停止を受けていないこと。ただし、申請日の1年前以前において、点数（同法の違反により付される点数をいう。）が1点付されることとなる違反があった場合、又は点数が付されない違反があった場合のいずれか1回に限っては、違反がないものとみなす。

(3) (1) 又は (2) の違反により現に公訴を提起されていないこと。

5 資金計画

(1) 所要資金の見積りが適切であり、かつ、資金計画が合理的かつ確実なものであること。

なお、所要資金は次の①～④の合計額とし、各費用ごとに以下に示すところにより計算されているものであること。

① 設備資金 (③を除く。)

70万円以上 (ただし、70万円未満で所要の設備が調達可能であることが明らか場合は、当該所要金額とする。)

② 運転資金

70万円以上

③ 自動車車庫に要する資金

新築、改築、購入又は借入等自動車車庫の確保に要する資金

④ 保険料

自動車損害賠償保障法に定める自賠責保険料 (保険期間12ヶ月以上)、並びに、旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示 (平成17年国土交通省告示第503号。以下「告示」という。) で定める基準に適合する任意保険又は共済に係る保険料の年額

(2) 所要資金の100%以上の自己資金 (自己名義の預貯金等) が、申請日以降常時確保されていること。

6 営業所

個人タクシー営業上の管理を行う事務所であって、次の各事項に適合するものであること。

(1) 申請する営業区域内にあり、住居と営業所が同一であること。

(2) 申請する営業区域内に申請日現在において現に居住しているものであること等、居住する実態が認められるものであること。

(3) 使用権原を有するものであること。

7 事業用自動車

(1) 使用権原を有するものであること。

(2) 次の①～③に掲げる機能を有する機器を備えておくこと。

① 電子地図 (電磁的方式により記録された地図 (少なくとも営業区域内の道路運送法施行規則第29条第1項各号に掲げる事項が明示された地図であって同項の規格に適合するものに限る。)) をいう。以下同じ。) を当該機器の映像面に表示する機能

② 当該事業用自動車の位置情報を常時かつ即時に受信し、当該位置情報を当該機器の映像面に表示された電子地図に表示する機能

③ 当該事業用自動車の運転者に対して目的地までの効率的な経路を適時に案内する機能

8 自動車車庫

(1) 申請する営業区域内にあり、営業所から直線で2キロメートル以内であること。

(2) 計画する事業用自動車の全体を収容することができるものであること。

- (3) 隣接する区域と明確に区分されているものであること。
- (4) 土地、建物について、1年以上の使用権原を有するものであること。
- (5) 建築基準法、都市計画法、消防法、農地法等の関係法令に抵触しないものであること。
- (6) 計画する事業用自動車の出入りに支障がなく、前面道路が車両制限令に抵触しないものであること。なお、前面道路が私道の場合にあっては、当該私道の通行に係る使用権原を有する者の承認があり、かつ、当該私道に接続する公道が車両制限令に抵触しないものであること。
- (7) 確保の見通しが確実であること。

9 健康状態及び運転に関する適性

- (1) 公的医療機関等の医療提供施設において、胸部疾患、心臓疾患及び血圧等に係る診断を受け、個人タクシーの営業に支障がない健康状態にあること。
- (2) 独立行政法人自動車事故対策機構等において運転に関する適性診断を受け、個人タクシーの営業に支障がない状態にあること。

10 法令に関する知識

中国運輸局長が実施する法令の試験に合格した者であること。なお、法令の試験については、「個人タクシー事業の許可等に係る法令の試験の実施について（平成27年2月17日付中国運輸局公示第65号。以下「試験実施公示」という。）」で定めるところにより実施するものとする。

11 損害賠償能力

旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示（平成17年国土交通省告示第503号。以下「告示」という。）で定める基準に適合する任意保険又は共済に加入する計画があること。

12 その他

申請日以前3年間において個人タクシー事業を譲渡若しくは廃止し、又は期限の更新がなされなかった者でないこと。

第2. 人口が概ね30万人以上の都市を含まない営業区域等における許可

第1. 4、5、6. (1)・(3)、7～9及び以下の方針の定めるところにより行うものとする。

1 営業区域

道路運送法施行規則第5条に基づき中国運輸局長が定める営業区域は別表のとおりとする。

2 年齢

申請日現在の年齢が80歳未満であること。

3 運転経歴

- (1) 申請者が申請日以前に1年以上の個人タクシーの経験を有していること。
- (2) 有効な第二種運転免許を有していること。

4 管理運営体制

申請者の年齢区分に応じて次の事項に適合すること。

(1) 申請日現在の年齢が75歳未満 (①又は②)

①申請する営業区域が属する県内に営業所を設置している法人タクシー事業者 (以下「連携事業者」という。) による運行管理を受ける体制の整備、連携事業者との業務提携又は連絡体制の構築がなされていること。

②申請する営業区域が属する県内の個人タクシー事業者団体又は申請日以前に所属していた個人タクシー事業者団体との連絡体制の構築がなされていること。

(2) 申請日現在の年齢が75歳以上

連携事業者による運行管理を受ける体制の整備がなされていること。

5 法令に関する知識

中国運輸局長が実施する法令の試験に合格した者であること。法令の知識については、試験実施公示で定めるところにより実施するものとする。

なお、申請日以前1年以内に、自動車の運転を専ら職業とした期間 (他人に運転専従者として雇用されていた期間で、個人タクシー事業者又はその代務運転者であった期間を含む。) があつた場合は免除とする。

第3. 事業計画の変更の認可

第1. 及び第2. に定めるところに準じて審査することとする。

第4. 譲渡譲受及び相続の認可

1 譲渡譲受の認可

(1) 譲渡人の資格要件

申請日現在において、次のいずれかに該当するとともに、有効な第二種運転免許を有していること。ただし、年齢が満80歳の誕生日の前日以前に、既に譲渡譲受申請がなされ、第5. 1 (2) が適用されており、従前の許可期限の日を過ぎている場合を除く。

① 年齢が65歳以上80歳未満であること。ただし、年齢が75歳に達する日以降の期限を付す更新は行わない旨の条件を付された者については、第5. 1 (2) が適用される場合を除き、譲渡譲受認可申請中に75歳に達した時点で資格要件が失われることとなる。

② 年齢が65歳未満で、傷病等により事業を自ら遂行できない正当な理由がある者。

③ 年齢が65歳未満で、20年以上個人タクシー事業を経営している者であること。

(2) 譲受人の資格要件

第1. に定める基準を満たす者であること。なお、譲渡人が75歳以上80歳未満の場合は、60歳以下の者であること。

2 相続の認可

(1) 被相続人の死亡時における年齢が75歳未満であること。ただし、年齢が75歳に達する日以降の期限を付す更新は行わない旨の条件を付された者については、相続認可申請中に75歳に達することとなる時点で相続の要件は失われることとなる。

(2) 相続人が第1. に定める基準を満たす者であること。

第5. 許可等に付す期限及び条件

1 新規許可等に付す期限

- (1) 新規許可又は譲渡譲受認可若しくは相続認可に当たっては、当該許可又は認可後概ね3年間とする期限を付すこととする。
- (2) 譲渡譲受認可申請が行われた場合は、従前の許可期限（許可期限を更新した場合にあっては更新後の期限。以下同じ。）の翌日以降、第5. 2 (1 4) の条件により旅客の運送を行わない限りにおいて許可期限を認可の日までとする。

2 新規許可等に付す条件

新規許可又は譲渡譲受認可若しくは相続認可に当たっては、次の条件を付すこととする。

- (1) 引き続き有効な第二種運転免許を有するものであること。なお、当該第二種運転免許の取り消し処分を受けた場合には許可を取り消すものであること。また、譲渡譲受認可申請が行われた場合であって、やむを得ない事情により第二種運転免許が失効し、かつ、それ以降旅客の運送を行うことがないときは、許可に係る当該条件は適用しない。
- (2) 使用する事業用自動車は1両であり、他人に当該事業用自動車を営業のために運転させてはならないこと。
- (3) 福祉輸送等の特殊な需要に特化した運送のみを行うものでないこと。
- (4) 事業用自動車の両側面に見やすいように「個人タクシー」等、個人タクシーであることが判別可能な表示をすること。
- (5) 月に2日以上 of 定期休日を定めること。
- (6) 地方運輸局長等が日時及び場所を指定して出頭を求めたときは、特別の事情がない限りこれに応じること。
- (7) 営業中は運転日報を携行しこれに記入を行い、1年間は保存すること。
- (8) 事業者乗務証を車内に表示すること。
- (9) 刑法、暴力行為等処罰に関する法律、麻薬及び向精神薬取締法、覚せい剤取締法、売春防止法、銃砲刀剣類所持等取締法のいずれかに抵触する行為により処罰を受けた場合には、許可を取り消すことがあること。
- (10) 年齢が65歳に達した場合には、旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項に定めるところにより同項の認定を受けた適性診断を受診すること。
- (11) 処分基準において許可を取り消すこととされている事項に該当した場合には、許可を取り消すものであること。
- (12) 申請書、添付書類及び陳述の内容が事実と異なることが判明した場合には、許可を取り消す場合があること。
- (13) 許可等の期限更新時において、年齢が75歳の誕生日の前日（第2. 4. (2) により許可を受けた場合は、年齢が80歳の誕生日の前日）以降の期限を付す更新は行わないものであること。
- (14) 譲渡譲受認可申請が行われた場合であって、許可期限が認可の日までとなる場合にあって

ては、従前の許可期限の翌日から譲渡譲受認可の日までの間は旅客の運送を行わないものとすること。なお、当該条件に違反して旅客の運送を行ったときは、許可を取り消すものであること。

第6. 許可に付した期限及び条件の変更

上記第1. から第5. の許可に付した期限及び条件について、変更を行う場合には、上記第1. から第5. の定めるところにより審査するものであること。

第7. 挙証等

申請内容について、客観的な挙証等があり、かつ、合理的な陳述がなされるものであること。

第8. 申請及び処分 of 時期等

1 第1による新規許可又は譲渡譲受認可若しくは相続認可

(1) 申請の受付

① 新規許可

毎年9月1日から9月30日までとする。

ただし、タクシー適正化・活性化特措法第3条第1項の規定による特定地域に指定されている地域を営業区域とする申請の受付は行わない。

また、タクシー適正化・活性化特措法第3条の2第1項の規定による準特定地域に指定されている地域を営業区域とする申請は、「準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化の推進のために監督上必要となる措置等の実施について（平成26年1月24日付中国運輸局公示第78号）」Ⅱ. 1. に基づき中国運輸局長が公示した場合にあっては、公示した期間を受付期間とする。

② 譲渡譲受及び相続の認可

原則として通年受付とする。

ただし、相続の場合にあっては、被相続人の死亡後60日以内になされるものであること。

(2) 法令の試験の実施

試験実施公示で定めるところにより実施するものとする。

(3) 申請内容の確認

申請内容の確認のため、中国運輸局長が必要と認める場合にヒアリングを実施するものとする。

(4) 処分の時期

標準処理期間の範囲内において行うこととする。ただし、タクシー適正化・活性化特措法第3条の2第1項の規定による準特定地域に指定されている地域を営業区域とする新規許可申請にあっては、中国運輸局長が定める時期とする。

(5) その他

新規許可申請の受付日以降処分日までの間に当該申請に係る営業区域がタクシー適正

化・活性化特措法第3条第1項の規定による特定地域に指定された場合には、当該申請事案はタクシー適正化・活性化特措法第14条の2の規定に基づき却下処分とする。

2 第2による新規許可

(1) 申請の受付

通年受付とする。

(2) 試験の実施

試験実施公示で定めるところにより実施するものとする。

(3) 申請内容の確認

申請内容の確認のため、中国運輸局長が必要と認める場合にヒアリングを実施するものとする。

(4) 処分の時期

標準処理期間の範囲内において行うこととする。

附 則

1. この公示は、平成14年2月1日以降に申請を受け付けたものから適用する。
2. 平成8年3月28日付中国運輸局公示第48号「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）の免許並びに事業計画変更認可申請及び譲渡譲受認可申請に関する審査基準」は、平成14年1月31日限り廃止する。
3. 本公示によるほか、「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）の許可申請書及び添付書類等について（平成14年1月23日付中国運輸局公示第185号）」及び、「「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）の申請に対する処分に対する処理方針」の細部取扱について（平成13年11月15日付国自旅第108号）」の規定による。
4. タクシー業務適正化特別措置法の違反による処分等には、平成14年1月31日以前のタクシー業務適正化臨時措置法の違反による処分等を含む。
5. 第1. の3運転経歴中、(1)②は、平成16年1月31日までの申請にあつては、「申請する営業区域における期間が5年以上、かつ、申請日以前3年以内に2年以上（当初、一般旅客自動車運送事業の運転者として雇用され、引き続き運行管理者又は整備管理者となった者も含む。）あること。」でもよいこととする。
6. 第3. の1 (1)①は、平成15年1月31日までの申請にあつては、「年齢が65歳以上75歳以下であること。」とする。
同2(1)は、平成15年1月31日までの申請にあつては、「被相続人の死亡時における年齢が75歳以下であることとする。」とする。
7. 第3. の1 (1)①は、「平成13年11月2日から平成14年2月1日の間に年齢が76歳となった者（又は76歳となる者）」については、平成14年2月1日以降最初の受付期間中申請できるものとする。

附 則（平成16年12月20日）

この公示は、平成17年1月1日以降に申請を受け付けた者から適用する。

附 則（平成17年4月28日）

1. この公示は、平成17年4月28日以降に申請を受け付けたものから適用する。
2. 告示第一号へ（第二号イに規定する場合を含む。）の規定は、損害賠償責任保険契約又は損害賠償責任共済契約の始期が平成17年10月1日以降である契約について適用する。
3. 告示第一号へ（第二号イに規定する場合を含む。）の規定中「30万円」とあるのは、損害賠償責任保険契約又は損害賠償責任共済契約の始期が平成17年10月1日から平成18年3月31日までの間となる契約にあつては「50万円」とする。

附 則（平成17年6月1日）

この公示（営業区域）は、平成17年9月1日以降に申請を受け付けた者から適用する。

附 則（平成17年12月19日）

この公示は、平成18年1月1日以降受け付けた申請より適用する。

附 則（平成18年3月24日）

この公示は、平成18年4月1日以降受け付けた申請から適用する。

附 則（平成19年8月10日）

この公示は、改正の日から適用する。

附 則（平成20年10月8日）

この公示は、平成21年1月1日から適用する。

附 則（平成21年11月6日）

この公示は、平成21年11月6日から適用する。

附 則（平成23年12月12日）

1. この公示は、平成24年4月1日以降受け付けた申請から適用する。
2. 改正前の公示により平成24年3月に実施される譲渡譲受認可に係る試験において不合格となった者（前回試験の不合格者で処分を保留されている者を除く。）については、〔別紙1〕3（3）の規程によらず、次回に実施する試験の受験を認めるとともに、処分の保留をすることができるものとする。なお、次回に実施する試験については、平成24年7月10日から17日までの間におけるいずれかの日に実施することとする。

附 則（平成26年1月24日）

この公示は、平成26年1月27日以降に処分を行うものから適用する。

附 則（平成27年2月17日）

1. この公示は、平成27年4月1日以降に処分を行うものから適用する。
2. 平成14年1月23日付中国運輸局公示第185号「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）の許可申請書及び添付書類等について」は、平成27年3月31日限り廃止する。

附 則（平成28年12月20日）

この公示は、平成28年12月20日以降受け付けた申請から適用する。

附 則（令和元年 7月31日）

この公示は、令和元年8月1日以降に処分するものから適用する。

なお、第4. 1（2）並びに2（1）及び（14）については、事業者がこれらの規定による許可に付した期限及び条件への変更を申請した場合において適用する。

附 則（令和4年3月31日）

この公示は、令和4年4月1日以降受け付けた申請から適用する。

附 則（令和5年8月2日）

この公示は、令和5年8月2日から適用する。

附 則（令和6年1月25日）

この公示は、令和6年1月25日から適用する。

なお、改正後の第5. 2（13）については、平成14年1月31日以前に個人タクシー事業の許可を取得した者については適用しないものとする。

附 則（令和6年5月1日）

この公示は、令和6年4月1日以降に申請を受け付けたものから遡及して適用する。

別 表

広島県

営業区域	市 町 村 名
呉市B	呉市（平成17年3月20日編入の旧豊田郡豊浜町及び旧豊町の区域に限る）
竹原市	竹原市、三原市のうち広島空港の区域
三原市	三原市
府中市	府中市
三次市	三次市
庄原市	庄原市
大竹市	大竹市
江田島市	江田島市
安芸高田市	安芸高田市
山県郡	安芸太田町、北広島町
世羅郡	世羅町
神石郡	神石高原町
豊田郡	大崎上島町
佐伯交通圏	廿日市市（平成15年3月1日編入の旧佐伯郡佐伯町、吉和村及び平成17年11月3日編入の旧佐伯郡大野町の区域に限る）、広島市（平成17年4月25日編入の旧佐伯郡湯来町の区域に限る）
宮島	廿日市市（平成17年11月3日編入の旧佐伯郡宮島町の区域に限る）

鳥取県

営業区域	市 町 村 名
倉吉交通圏	倉吉市、東伯郡琴浦町、湯梨浜町、北栄町、三朝町
境港市	境港市
八頭郡	八頭町、若桜町、智頭町
西伯郡	南部町、伯耆町、大山町
日野郡	日野町、日南町、江府町

島根県

営業区域	市 町 村 名
浜田市	浜田市
益田市	益田市
大田市	大田市
安来市	安来市
江津市	江津市
雲南交通圏	雲南市、飯石郡飯南町
仁多郡	奥出雲町
邑智郡	美郷町、邑南町、川本町
鹿足郡	津和野町、吉賀町
隠岐郡	隠岐の島町、海士町、西ノ島町、知夫村

岡山県

営業区域	市 町 村 名
玉野市	玉野市
笠岡市	笠岡市
井原交通圏	井原市、小田郡矢掛町
総社市	総社市
高梁市	高梁市
新見市	新見市
備前市	備前市
赤磐交通圏	赤磐市、岡山市（平成19年1月22日編入の旧赤磐郡瀬戸町に限る。）
瀬戸内市	瀬戸内市
美作交通圏	美作市、英田郡西粟倉村
真庭交通圏	真庭市、真庭郡新庄村
和気郡	和気町
浅口交通圏	浅口市、浅口郡里庄町
加賀郡及び 岡山市建部町	加賀郡吉備中央町、岡山市（平成19年1月22日編入の旧御津郡建部町に限る。）
苫田郡	鏡野町
勝田郡	勝央町、奈義町
久米郡	美咲町、久米南町

山口県

営業区域	市 町 村 名
萩交通圏	萩市、阿武郡阿武町、山口市（平成22年1月16日編入の旧阿武郡阿東町に限る）
下松市	下松市
山陽小野田市	山陽小野田市
光市	光市
長門市	長門市
柳井交通圏	柳井市、熊毛郡上関町、田布施町、平生町
美祢市	美祢市
大島郡	周防大島町